

## 4 報酬体系案及びサービスコード等

### (1) 指定サービスの報酬単価（基本報酬）

- ア 算定単位が1月当たりの月額（包括）報酬を引き続き設定します。
- イ 総合事業における訪問型サービス、通所型サービスについては、異なる類型のサービスを組み合わせる利用することが可能です（それぞれ異なる指定事業所を利用することも可）。このため、1回当たり単位を新たに設定します。

- ※ 報酬については原則月額報酬とし、1回当たり報酬については1箇月のうちに訪問型サービス内、通所型サービス内で、異なる類型のサービスを組み合わせる利用する場合にのみ使用します。
- ※ 組み合わせる利用する場合でも、1月の単位の合計が、高い方のサービスの月額報酬の上限を超えて利用することはできません。
- ※ 1つのサービスのみ利用するか、組み合わせる利用するかは、介護予防サービス・支援計画書の作成時に決定します。

#### 訪問型サービス

##### ○ 基本報酬案（単位）

		介護型	生活支援型	支え合い型
サービス提供内容		身体介護含む支援 (身体介護+生活援助)	生活援助	生活援助
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,168	988	738
	週2回程度	2,335	1,972	1,479
	週2回超程度	3,704	3,132	2,339
1回 当たり 報酬	週1回程度	266	225	168
	週2回程度	270	228	171
	週2回超程度	285	241	180

- ※ 1単位当たりの単価は、京都市の介護給付（訪問介護）の地域区分単価と同じ（10.7円）とします。

#### 通所型サービス

##### ○ 基本報酬案（単位）

		介護予防型		短時間型				短期集中運動型	
サービス提供時間		原則3時間以上		3時間未満				1時間～1時間半 (週2～3回, 原則3箇月)	
入浴・送迎の有無		入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし		送迎あり; 送迎なし	
				送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし		
月額 (包括) 報酬	週1回程度	1,647	1,447	1,377	967	1,159	749	週2回程度	2,632; 1,880
	週2回程度	3,377	2,977	2,795	1,979	2,361	1,545	週3回程度	3,948; 2,820
1回 当たり 報酬	週1回程度	378	332	316	222	266	172		
	週2回程度	389	343	322	228	272	178		
備考		送迎加算は、上記の基本報酬に含む。							

- ※ 1単位当たりの単価は、京都市の介護給付（通所介護）の地域区分単価と同じ（10.45円）とします。

※ 新たに創設したサービスの利用を希望しているにも関わらず、事業開始直後等で供給が十分になく、希望するサービスが利用できない場合には、現行相当のサービス等の利用も可能とし、その際の報酬は実際に利用したサービスの報酬が適用されます。

例) 支え合い型ヘルプサービスの供給が十分でない場合

代替として「生活支援型ヘルプサービス」を利用します。この際、報酬は「生活支援型ヘルプサービス」の報酬が適用されます。(更に、「生活支援型ヘルプサービス」の供給も十分でない場合は、「介護型ヘルプサービス」を利用し、その際は「介護型ヘルプサービス」の報酬が適用されます。)

## (2) 請求に使用するサービスコードについて

サービス種類ごとに次のサービス種類コードで請求を行うこととなります。

	サービス名	サービス種類コード
訪問型	介護型ヘルプサービス	A 2 <sup>※1</sup>
	生活支援型ヘルプサービス	A 2
	支え合い型ヘルプサービス	A 2
通所型	介護予防型デイサービス	A 6 <sup>※2</sup>
	短時間型デイサービス	A 7
	短期集中運動型デイサービス	A 7

※1 国のみなし指定を受けている事業所も、A 2コードで請求してください。

※2 国のみなし指定を受けている事業所も、A 6コードで請求してください。

### <A7のサービスコード請求時の負担割合に関する注意点>

A7のサービスコードについては、負担割合に応じて異なるサービスコードが設定されています。請求する単位数は同じであっても、負担割合に応じたサービスコードで請求を行ってください。

例 短時間型デイサービスを請求する場合

・1割負担の場合

A7 1001 短時間型デイサービス費 (I) 1,377 単位

・2割負担の場合

A7 1301 短時間型デイサービス費 (I) 1,377 単位

サービスコード表(案)については、本市ホームページに掲載しておりますので、別途御確認ください(平成29年2月20日掲載開始予定)。  
 なお、確定内容は、平成29年度当初予算確定後(平成29年3月末頃)に改めて本市ホームページに掲載します。

※ 現在利用されている請求ソフトの総合事業への対応状況、導入・操作方法等については、各請求ソフト製作会社にお問い合わせください。

### (3) 加算・減算項目

#### ア 訪問型サービス

##### ○ 加算項目等一覧（案）

	介護型 ＜現行通りの設定＞	生活支援型	支え合い型	備考
サービス提供責任者減算	基本報酬×70%	—	—	単位及び算定要件は現行どおり*。
同一建物減算	基本報酬×90%	同左	同左	
特別地域加算	基本報酬の15%を加算	同左	同左	
中山間地小規模事業所加算	基本報酬の10%を加算	同左	同左	
中山間地サービス提供加算	基本報酬の5%を加算	同左	同左	
初回加算	200 単位/月 (初回のみ)	同左	同左	
生活機能向上連携加算	100 単位/月	同左	—	
介護職員処遇改善加算	国の基準に従い加算	同左	—	
常勤配置加算	週1回程度	—	—	
	週2回程度	—	—	130 単位/月
	週2回超程度	—	—	206 単位/月

※ 基準緩和型サービスにおいては、一部、人員基準に応じた準用を行います。

#### (ア) 介護型ヘルプサービス

加算・減算項目については、これまでの介護予防訪問介護から、算定要件及び単位数について、変更はありません。

#### (イ) 生活支援型ヘルプサービス

介護予防訪問介護の人員基準では、「サービス提供責任者」が必要でしたが、基準が緩和され、「訪問事業責任者」となるため、「サービス提供責任者」に関する減算は行いません。初回加算や生活機能向上連携加算については、「サービス提供責任者」に代わり「訪問事業責任者」が訪問を行う必要があります。

##### ○ 主な加算項目の単位数と算定要件

###### ① 初回加算 200 単位

指定生活支援型ヘルプサービス事業所において、新規に生活支援型ヘルプサービス計画を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の生活支援型ヘルプサービスを行った日の属する月に生活支援型ヘルプサービスを行った場合又は当該指定生活支援型ヘルプ

サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の生活支援型ヘルプサービスを行った日の属する月に生活支援型ヘルプサービスを行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算します。

② 生活機能向上連携加算 100単位

利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に訪問事業責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした生活支援型ヘルプサービス計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該生活支援型ヘルプサービス計画に基づく生活支援型ヘルプサービスを行ったときは、初回の生活支援型ヘルプサービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算します。

(ウ) 支え合い型ヘルプサービス

介護予防訪問介護の人員基準では、「サービス提供責任者」が必要でしたが、人員基準が緩和され、「サービス提供責任者」が必要でなくなったため、「サービス提供責任者」が必要な加算及び減算項目はありません。

ただし、初回加算については、新たな人員基準である「運営・マッチング担当者」が「サービス提供責任者」に代わり初回訪問する等の基準を設けており、「運営・マッチング担当者」を常勤で配置した場合には、京都市独自の加算となる「常勤配置加算」を算定することができます。

○ 主な加算項目の単位数と算定要件

① 初回加算 200単位

指定支え合い型ヘルプサービス事業所において、新規に支え合い型ヘルプサービス計画を作成した利用者に対して、運営・マッチング担当者が初回若しくは初回の支え合い型ヘルプサービスを行った日の属する月に支え合い型ヘルプサービスを行った場合又は当該指定支え合い型ヘルプサービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の支え合い型ヘルプサービスを行った日の属する月に支え合い型ヘルプサービスを行った際に運営・マッチング担当者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算します。

② 常勤配置加算 65～206 単位

指定支え合い型ヘルプサービス事業所において、運営・マッチング担当者を常勤で配置し、京都市長に届け出た場合は、1月につき所定単位数を加算します（単位数は、報酬区分（週何回程度の提供か）で異なります。また、1回当たり報酬についても加算を設定します）。

＜常勤配置加算請求時の注意点＞

国の定めるA2コードの仕様上の制約から、常勤配置加算については、初回加算のような単独の加算サービスコードを設定することができません。そのため、常勤配置加算の請求を行う場合は、次の例のとおり、基本報酬と常勤配置加算の単位数が合算されたサービスコードを使用して請求を行ってください。

例 支え合い型ヘルプサービス（週1回程度）の常勤配置加算の有無によるサービスコードの違い

※ 初回訪問のケースでは、以下の例のように初回加算も請求できます。

常勤配置加算を請求しない場合

基本報酬のみ のコード	→ ①	<b>A2 1131</b>	支え合い型ヘルプサービス I	738 単位
	②	A2 4021	支え合い型ヘルプ初回加算	200 単位
	①+②			合計 938 単位

738 単位（基本報酬） +  
65 単位（常勤配置加算）

常勤配置加算を請求する場合

基本報酬と常 勤配置加算の 合算コード	→ ①	<b>A2 1141</b>	支え合い型ヘルプサービス I ・ 常勤加算 I	<b>803 単位</b>
	②	A2 4021	支え合い型ヘルプ初回加算	200 単位
	①+②			合計 1,003 単位

## イ 通所型サービス

### ○ 加算項目等一覧（案）

	介護予防型 ＜現行通りの設定＞	短時間型	短期集中運動型	備考	
定員超過利用による減算	基本報酬×70%	同左	同左	単位及び算定要件は現行どおり。	
職員の欠員による減算	基本報酬×70%	—	—		
中山間地サービス提供加算	基本報酬の5%を加算	同左	同左		
若年性認知症利用者受入加算	240 単位／月	—	—		
同一建物減算	週1回程度	—	—		単位及び算定要件は現行どおり。
	週2回程度				
生活機能向上グループ活動加算	100 単位／月	同左	—		
運動器機能向上加算	225 単位／月	同左	—		
栄養改善加算	150 単位／月	同左	—		
口腔機能向上加算	150 単位／月	同左	—		
選択的サービス複数実施加算	480 又は 700 単位／月	同左	—		
事業所評価加算	120 単位／月	同左	—		
サービス提供体制強化加算	24～144 単位／月	同左	—		
介護職員処遇改善加算	国の基準に従い加算	同左	—		
看護職員配置加算	週1回程度	—	250 単位／月	看護職員を配置した場合に加算	
	週2回程度	—	500 単位／月		
訪問支援加算	—	—	302 単位／回 (上限：月 2 回)	居宅を訪問し、サービス利用終了後も利用者が自宅でセルフケアを継続できるよう支援した場合に加算	

#### (ア) 介護予防型デイサービス

加算・減算項目については、これまでの介護予防通所介護から、算定要件及び単位数について、変更はありません。

ただし、事業所評価加算は、平成30年4月以降の加算分について、算定を行うために必要な対象事業所決定に係る事務手続が変更となる予定です。変更後の事務手続については、別途お示しします。

#### (イ) 短時間型デイサービス

指定介護予防通所介護の人員基準が緩和されたサービスとなるため、「職員の欠員による減算」は行いません。ただし、職員の欠員がある場合は、指定取消等の指導対象となりますので、御注意ください。

○ 看護職員配置加算の単位数と算定要件

- ・ 看護職員配置加算 250又は500単位

次のイ、ロのいずれにも適合しているものとして、京都市長へ届け出た指定短時間型デイサービス事業所が利用者に対し指定短時間型デイサービスを行った場合は、1月につき所定単位数に加算します（単位数は報酬区分（週何回程度の提供か）で異なります）。

イ 短時間型デイサービスの単位ごとに、専ら当該短時間型デイサービスの提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の数が定員を超過していないこと。

(ウ) 短期集中運動型デイサービス

○ 訪問支援加算の単位数と算定要件

- ・ 訪問支援加算 302単位（1回につき）

指定短期集中運動型デイサービス事業所のサービス計画作成者又は主任指導員が短期集中運動型デイサービス計画に基づき、短期集中運動型デイサービスの利用者の居宅を訪問し、居宅及び地域の状況を確認したうえで、サービス終了後も利用者自身がセルフケアを継続し、地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、1回当たり20分以上セルフケアの方法等についての指導を行った場合に、1月に2回を限度として1月に所定単位数を加算します。

## ウ 介護職員処遇改善加算（訪問型・通所型サービス共通）

介護職員処遇改善加算については、現在の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）よりも、さらに職員の処遇を改善された場合に適用される新たな加算区分が、平成29年4月から追加される予定です。このため、本市総合事業においても、それぞれのサービス類型の介護職員処遇改善加算に新たな加算区分を追加する予定です。

### <短時間型デイサービスにおける介護職員処遇改善加算請求の注意点>

短時間型デイサービスは、A7コードを用いて請求することとしていますが、国のA7コードの仕様上、「所定単位の40/1000」などの割合を定めるコードを設定することができないため、こうしたコードを1つ選択することで、請求を行う項目の総単位数に一定の割合を掛け、加算を行うという処理ができません。本市では、こうした制約の中でも、介護職員処遇改善加算を算定できるよう、基本報酬や栄養改善加算など、1項目ごとに介護職員処遇改善加算を取得した場合に加算される単位数を計算し、これらにそれぞれサービスコードを設定しています。このため、短時間型デイサービスにおいて、介護職員処遇改善加算の請求を行う場合は、次の例Ⅱのとおり、請求する項目のサービスコードに加え、項目ごとに設定された介護職員処遇改善加算分のサービスコードを合わせて選択し、請求を行ってください。

### 例 介護予防型と短時間型デイサービスにおけるサービスコード選択の比較

※ 以下は、週1回程度のサービス提供を行う場合の単位数

#### Ⅰ 介護予防型デイサービスで栄養改善加算と介護職員処遇改善加算を算定する場合

①A6 1111	介護予防型デイサービスⅠ（入浴あり）	1,647 単位	
②A6 5003	介護予防型デイ栄養改善加算	150 単位	
③A6 6110	介護予防型デイサービス処遇改善加算Ⅰ	72 単位	←
①+②+③		合計 1,869 単位	

所定単位数に割合を乗じるコード  
(A6コードでは設定可能)

#### Ⅱ 短時間型デイサービスで栄養改善加算と介護職員処遇改善加算を算定する場合

①A7 1001	短時間型デイサービス費（Ⅰ）（入浴・送迎あり）	1,377 単位	
①'A7 1002	短時間デイ（Ⅰ）処遇改善分ⅠⅠ	55 単位	←
②A7 1055	短時間デイ栄養改善加算	150 単位	
②'A7 1056	短時間デイ栄養改善加算処遇改善分Ⅰ	6 単位	←
①+①'+②+②'		合計 1,588 単位	

基本報酬に対する処遇改善加算分

栄養改善加算に対する処遇改善加算分

※ 短時間型デイサービスでは、国のサービスコードの仕様上の制約により、当面の間、現在の介護職員処遇改善加算（Ⅲ）及び（Ⅳ）にあたる加算は算定できません。

#### (4) 日割算定について

月額包括報酬の日割り請求に係る適用について、現行からの大きな変更点はありません。ただし、事業対象者から要支援認定者（又は要支援認定者から事業対象者）に変更があった場合は、報酬区分が変更になった場合のみ日割り請求を行うこととします。日割り計算用のサービスコードがない加算については、日割りを行う必要はありません。

<日割り請求の対象事由と起算日>

対象サービス	月途中の事由	起算日（※3）	
訪問型サービス 通所型サービス	開始	区分変更（要支援1⇔要支援2）（※2）	変更日
		区分変更（事業対象者⇔要支援）（※2）	
		区分変更（要介護→要支援・事業対象者） 事業所の変更（同一サービスのみ）（※1） 事業開始（指定有効期間開始） 事業所指定効力停止の解除	契約日
		介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退去日の翌日
		介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日
		介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
	終了	区分変更（要支援1⇔要支援2）（※2）	変更日
		区分変更（事業対象者⇔要支援）（※2）	
		区分変更（要支援・事業対象者→要介護） 事業所の変更（同一サービスのみ）（※1） 事業廃止（指定有効期間満了） 事業所指定効力停止の開始	契約解除日  (廃止・満了日) (開始日)
		介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）		サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)の前日	
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日	

※1 利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合、京都市に対しては、月額包括報酬で算定可能です。

※2 報酬区分が変更となる場合のみ日割算定の対象となります。

※3 終了の起算日は、引き続き月途中から開始事由がある場合についてはその前日です。

### (5) 指定サービスの利用者負担

利用者負担は介護給付と同じ、サービス費用の1割（原則）又は2割（一定以上所得者）とします。生活保護受給者の方は、利用者負担が介護扶助の対象となります。

また、高額介護予防サービス費相当事業のほか、次のとおり、給付における利用者負担額の軽減制度を実施します。

		予防給付	現行相当	基準緩和型
		—	介護型ヘルプ 介護予防型デイ	左記以外
生活保護法の「介護扶助」		○	○	○
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律「介護支援給付」		○	○	○
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業		○	○	—
高額介護予防サービス費相当事業		○	○	○
高額医療合算介護予サービス費相当事業		○	○	○
利用者負担額 減免制度	免除	○	○	○
	6割減額	○	○	—
	4割減額	○	○	—
	2割減額	○	○	—
社会福祉法人による軽減制度		○	○	—
障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置		○	○	—
離島等地域における特別地域加算に係る軽減措置【本市なし】		○	○	—
中山間地域等の地域における加算に係る軽減措置【本市なし】		○	○	—

なお、介護保険料を一定期間以上滞納している者に対する給付制限は、総合事業における訪問型・通所型サービスについては対象としません。

このため、要支援者が一定期間以上滞納している場合、給付サービスは給付制限の適用を受けませんが、総合事業によるサービスは給付制限の適用を受けません。

#### (6) 指定サービスの利用限度額

要支援認定を受けた方（要支援者）が総合事業を利用する場合には、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。

基本チェックリストにより事業対象と判定された方（事業対象者）の利用限度額は、予防給付の要支援1と同じとします。

	利用限度額
要支援2	10,473単位
要支援1	5,003単位
事業対象者	

#### (7) 指定サービスの利用頻度

事業対象者は、利用限度額の範囲内で、必要なサービスを必要な回数利用できます。